

5 - 87 盗難発生警報装置

5 - 87 - 1 装備要件

自動車には、盗難発生警報装置（自動車の盗難が発生しようとしている、又は発生している旨を音又は音及び灯光等により車外へ警報することにより自動車の盗難を防止する装置をいう。以下同じ。）を備えることができる。（保安基準第43条の5第1項）

5 - 87 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が2tを超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える盗難発生警報装置は、安全な運行を妨げないものとして、盗難の検知及び警報に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。この場合において、視認等により盗難発生警報装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。（保安基準第43条の5第2項関係、細目告示第223条第1項関係）

盗難発生警報装置を備える自動車の盗難が発生しようとしている、又は発生しているときに、その旨を音により、又は音に加え灯光又は無線により警報を発するものであること。

堅ろうであり、かつ、容易にその機能が損なわれ、又は作動を解除されることがない構造であること。

走行中の振動、衝撃等により作動するおそれがないものであること。

原動機が作動しているときに、運転者により盗難発生警報装置が作動するように操作することができないものであること。

音、灯光等を警報するための装置の電気結線の一部が損傷した場合においても、損傷した電気結線に係る装置以外の装置の機能を損なうおそれがないものであること。

盗難発生警報装置が損傷した場合において、自動車の他の装置等の性能を損なうおそれがないものであること。

(2) 盗難発生警報装置を備える自動車の盗難が発生しようとしている、若しくは発生している、又は盗難発生警報装置の設定状態を変更するための操作を行った場合以外の場合に、音又は灯光を発する盗難発生警報装置は、(1)の基準に適合しないものとする。ただし、盗難発生警報装置の設定状態を通知するための装置（音により通知するものにあつては警音器の音と紛らわしくないものに限り、灯光により通知するものにあつては緊急自動車の警告灯と紛らわしくなく、かつ車室外に備える灯光にあつてはその灯光の明るさが0.5cdを超えないものに限り。）にあつては、この限りでない。（細目告示第223条第2項関係）

(3) 指定自動車等に備えられた盗難発生警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた盗難発生警報装置であつてその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第223条第3項関係）

5 - 87 - 3 欠番

5 - 87 - 4 適用関係の整理

4 - 87 - 4 の規定を適用する。